

「森林組合活動21世紀ビジョン」・3rd ステージ

『国産材の利用拡大と森林・林業再生運動』

鹿児島県 運動方針・目標

平成 23 年 3 月 23 日

鹿児島県 運動推進委員会

鹿児島県 森林組合連合会

鹿児島県 運動方針・目標

目 次

I. はじめに ～森林組合運動の経過と現状～	P1
II. 森林組合の目的・使命	P2
III. 鹿児島県「国産材の利用拡大と森林・林業再生運動」方針 ～3つの課題とその解決策の実践～	P3
1. 国産材の利用拡大と流通改革	
2. 提案型集約化施業の重点実施と低コスト林業の確立	
3. 組合員、国民の信頼を得る組織・経営の確立	
IV. 目標数値の設定	P7
1. 国産材の利用拡大と流通改革	
2. 提案型集約化施業の重点実施と低コスト林業の確立	
3. 組合員、国民の信頼を得る組織・経営の確立	
V. 運動期間と推進体制	P8
1. 運動期間	
2. 推進体制	

I. はじめに～森林組合運動の経過と現状～

森林組合を取り巻く状況は、木材価格の長期低迷と生産コスト上昇による採算性悪化、ならびに森林所有者の林業生産意欲低下による放置森林の増加等、極めて厳しい状況で推移している。

一方、国際諸情勢の変化で原木調達を外材から国産材に転換する動きや、木材を素材からエネルギーまでトータル的に利用し、地球温暖化防止・低炭素社会づくりへ貢献していく等、国産材需要が高まりつつある。

このような中、政府は、今後10年以内に国内の林業生産基盤づくりと木材の需要拡大により国産材自給率を50%以上とする「森林・林業再生プラン」を作成し、新成長戦略・国家戦略プロジェクトとして平成23年度より本格実施することとなった。

私たち森林組合系統は、平成12年度に『森林組合活動21世紀ビジョン』をスタートさせ、森林管理体制の確立、国産材の復権、広域合併の推進をテーマに全国運動に取り組んできた。平成14年度には、同ビジョンの理念と目標を確かなものにするため、経営基盤・事業・組織、それぞれについて具体的な課題と取り組みを検討・整理した『森林組合改革プラン』を策定し、系統それぞれの段階で改革を進めている。

また、平成18年度からは『森林組合活動21世紀ビジョン』の2ndステージ『環境と暮らしを支える森林・林業・山村再生運動』で、『森林組合改革プラン』の実行上の課題を引き継ぎながら、喫緊の課題である「森林管理体制」、「国産材安定供給」、「経営革新」の3つのプロジェクトについて、これまでの改革の結果も踏まえて全県系統組織あげて取り組み、提案型集約化施業の推進等による間伐実行と国産材安定供給の促進、林業新規就業者の確保育成に一定の成果を上げてきたところである。

しかし、国際経済情勢により木材需要が安定しないこと、森林経営が持続できる立木価格となっていないことにより林家の山離れは深刻化し、また境界不明確な森林が多発していることから施業の集約化が進まないこと、さらには経営体制の弱体化など、多くの課題が山積している現状にある。

Ⅱ．森林組合の目的・使命

森林組合系統は、以上の経過と反省を踏まえ、平成 23 年度（2011）から取り組む本運動を、政府の国家戦略プロジェクト「森林・林業再生プラン」と歩調を合わせ推進し、森林・林業の担い手として、21 世紀を通じて持続できる地域森林管理システムづくりを目指すこととする。

具体的には、JForest 森林組合綱領の精神により、以下の 3 つの基本目的の下、県内の森林組合のネットワークを活かし、10 年後には県内民有林面積の 8 割以上の森林整備を、また県産材供給量の 5 割以上を森林組合が担うことを目標に、施業集約化と県産材安定供給体制づくりを最優先の課題として取り組む。

目的 1：森林の多面的機能の持続的発揮

適切な森林の整備・保全を通じて、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、木材生産等、森林の多面的機能を将来にわたって発揮できる持続可能な森林経営の確立を目指す。

目的 2：低炭素・低環境負荷型社会構築への貢献

提案型集約化施業による木材生産と森林整備を通じて、森林の CO2 吸収を促進しつつ、公共建築や公共事業、木造住宅、伝統木構法の普及等国産材の利用拡大と間伐材や林地残材の有効活用により、低炭素・低環境負荷型社会の構築に貢献する。

目的 3：林業・木材産業の発展による山村地域の活性化

山村地域社会に貢献する森林管理・地域づくりの担い手として、提案力、技術力、経営力を高めて林業・木材産業の発展を図り、組合員林家と林業就業者の安定した収入を確保し、定住・通勤・交流できる山村地域社会を実現する。

Ⅲ. 3つの課題とその解決策の実践

1. 国産材の利用拡大と流通改革

森林経営を持続できる立木価格の実現へ向けて、系統共販の再構築や大規模製材工場等へ木材の安定供給をするなど供給責任の信頼度を高め、供給側の森林組合系統と最終需要者が繋がる流通体制を構築し、生産と加工、流通、販売の最適化(サプライチェーン・マネジメント)を目指す。

具体的には、県森連内の「原木流通情報センター」を通じて木材生産量等の需要情報を収集し営業活動を行うとともに、その情報を森林組合・生産現場へも発信する。森林組合は、県森連とともに地域の製材工場や大工・工務店・設計者等に対し営業活動を行うとともに、需要者の要望に即応できる生産体制を整備する。

(1) 新たな需要創出への対応

- ① 公共建築物等木材利用促進法による国産材の利用促進のため、地方公共団体に対し予算化、基本方針の策定を働きかける。
- ② 工場等でのバイオマス発電、公共施設・農業施設等でのバイオマスボイラー等への間伐材等利用拡大を推進する。
- ③ バイオオイル等、新たな木材利用への取り組みに協力・参画する。
- ④ 行政、商社、関連団体等と連携して、アジア諸国への木材輸出を進める。

(2) 国産材への転換・普及

- ① ハウスメーカーや大型製材・合板工場等に対し、在来工法住宅部材、枠組壁工法部材(2×4)、建築用型枠合板等の国産材への転換を働きかける。
- ② マンション内装材、リフォーム材への利用や大径無垢材の梁・桁、板材、建具、造作材等への利用拡大を建築士、ハウスメーカー、大工・工務店等に働きかける。

(3) 流通簡素化・系統共販の再編成

- ① 大口需要先のニーズに合わせた供給ができるよう原木・立木段階の在庫管理機能などを拡充することにより、県産材・安定供給体制の整備に資する。
- ② 県森連は原木市売方式の効率化を図るため契約販売を拡大するとともに、共販所の中間土場としての活用など物流に応じた施設として再配置・統廃合を進める。
- ③ 県森連は、系統材を集約するとともに、システム販売など国有林等との連携を図り安定供給体制を整備することで価格交渉力を強化する。

- ④ 需要の変化に即応できるよう、県森連と森林組合・生産現場の情報連絡網を構築する。

(4) 国産材の信頼性向上

- ① 林野庁が策定、公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能の証明のためのガイドライン」に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得た合法性を証明できる森林組合等に対して、県産材の供給の促進を図るとともに需要者ニーズに対応できる供給体制を整える。
- ② 耐震性・耐久性へのニーズに応えるために、系統製材工場等での「認証かごしま材」の普及と品質・性能表示を進める。

2. 提案型集約化施業の重点実施と持続可能な低コスト林業の確立

間伐、再造林等適切な森林整備および木材の安定供給体制を確立するため、提案型集約化施業を最優先の業務として組合員所有森林はもとより、管内全森林の集約化を目指し、持続可能な林業経営体制を構築する。また、路網の整備、高性能林業機械の導入等を通じて低コスト作業システムを確立するとともに、これらに必要な人材は、森林施業プランナーならびに現場作業・設計・監理を担う技術者を育成し、技術力の向上を図る。

(1) 林業経営モデル（体制）の確立

- ① 森林組合は、森林経営計画の作成と提案型集約化施業を積極的に進めるとともに市町村森林整備計画の策定に参画する。
- ② 市町村有林等、公有林の管理・施業については、担当職員の異動等により困難となってきたことから、長期施業受託契約の締結等を進めるとともに、施業の実施と施策について提言を行う。
- ③ 組合員はもとより、不在村者を含めた地域の森林所有者からの施業や管理の受託等の事業開拓に積極的に取り組む。
- ④ 組合員の山林台帳を整備するため、GIS・GPSを活用し境界明確化・森林情報データベース構築を進めるとともに関係市町村への地籍データ等、開示の協力依頼の働きかけを行う。
- ⑤ 民有林については、不在村・境界不明確森林等が多発していることから国土調査の迅速化を国に働きかける。

(2) 低コスト作業システムの確立

- ① 森林施業プランナーは、フォレスター・林業普及指導員と協力して、集約化団地に適した作業システムを検討するとともに、作業計画を作成する。
- ② 森林組合は市町村等と連携しながら、基幹となる林業専用道の整備計画を作成するとともに、集約化団地内において安全で耐久性のある森林作業道の作設を進める。
- ③ 全森連に設置する「系統機械化情報センター(仮称)」を活用し、県森連で低コスト化に向けた高性能林業機械のレンタル・リース事業等を実施する。

(3) 森林施業プランナーや現場作業、設計・監理を担う高度技術者の育成

- ① 森林組合は、森林施業プランナーを育成するとともに、高度な現場作業、設計・監理を担う技術者を養成し、基幹作業班体制づくりに取り組む。
- ② 森林組合は、高性能林業機械等の有効活用により、低コスト生産体制を確立するとともに組合員への収益還元に努める。また、高性能林業機械のオペレータ養成研修等に積極的に参加し、技術の向上を図る。
- ③ 県森連はプランナーの能力向上のための研修・指導を行う。合わせて、フォレスターの設置についても取り組むものとする。
- ④ 県森連は、全森連で実施する「系統機械化情報センター(仮称)」の、オペレータ養成研修・メンテナンス講習等へ参加する等、技術の向上に努める。

3. 組合員、国民の信頼を得る組織・経営の確立

組合員はもとより国民の信頼を得て前記1、2の課題への取り組みを進めるため、組織・経営管理の責任体制を確立する。

また、森林組合C I（系統の結束を固め統一イメージにより認知度を高める）を推進するとともに、山村における就業機会創出や定住化の取組み等、山村地域の協同組合として地域社会に貢献する。

(1) 組織・経営体制の強化

- ① 代表理事組合長を常勤化する等、常勤理事を設置するとともに、組合の責任体制と経営方針を明確化する。
- ② 県森連と森林組合の役割について明確化を図るとともに、経営体制・地域の実情等を踏まえた広域合併に取り組む。また、一県一組合を視野に入れた合併についても検討を進める。
- ③ 新たな発想を経営に取り入れる観点から、女性の管理職・理事への登用を進める

ほか、組織の活性化のため役員の定年制については就任時70才を目指す。

- ④ 職員の能力と意欲向上を図るため、県森連・組合間の人事交流を促進するとともに研修や資格取得についても支援・協力するものとする。
- ⑤ 森林組合は、集落組織や青年部・林業グループ等、組合員の組織活動を支援する。

(2) 経営管理体制の強化と透明化

- ① コンプライアンスマニュアルの定着化、役職員研修会の定期開催等によりコンプライアンス態勢を確立する。
- ② 監査機能の充実・強化のため、職員OBや外部専門家の監事への登用を進めるとともに、組合自らの内部監査の実施にも取り組むものとする。
- ③ 理事・監事の資質向上を図るため、研修内容の充実を図るとともに、職員の森林組合監査士資格取得を進める。
- ④ 森林組合は「組合だより」等、広報誌を発行し、組合員に経営方針や事業のPRを行う。

(3) 森林組合CIの推進と地域社会への貢献

- ① 総会、理事会等の会議の際にはJForest森林組合綱領の掲示・唱和を行う。
- ② 森林組合CI推進のため、JForestマーク入りの各種資材の普及に努める。
- ③ 森林組合は、地域の協同組合として地域の様々なニーズに応えとともに、事業拡大を通じて山村地域における就業機会の創出と定住化に貢献する。
- ④ 森林組合系統は、各種協同組合間や企業・NPOと連携を図り、森林環境教育や都市との交流事業、カーボン・オフセット等に取り組み、低炭素・低環境負荷型社会づくりに向けた実践・普及啓発を行う。

IV. 目標の設定

項 目	現状(実績) (平成21年度)	目標 (平成27年度)
1.国産材の利用拡大と流通改革		
① 森林組合		
・林産事業量(m ³) (主伐)	12,300	50,800
(間伐)	103,200	138,725
・販売事業量(m ³)	142,600	196,450
・林産・販売事業のうち連合会を通じた販売量(m ³)	34,300	84,500
② 連合会		
・市売販売量(m ³)	60,900	62,000
・直送等契約販売量(m ³)	17,300	30,000
2.提案型集約化施策の重点実施と低コスト林業の確立		
① 提案型集約化施策の取組み		
・森林施業プランナー研修受講者数(人)	67	98
認定者数(人)	0	40
・森林経営計画の樹立面積(ha)	49,705	79,139
② 低コスト林業の確立		
・生産性 主伐(m ³ /人・日)	5.6	8.7
間伐(m ³ /人・日)	3.3	5.0
・生産コスト 主伐(円/m ³)	3,500	3,000
間伐(円/m ³)	7,000	6,000
・作業システムの構成(高性能林業機械・作業班員数)	チェンソー→スイングヤーダ→ プロセッサ→フォワーダ5人班	チェンソー→スイングヤーダ→ プロセッサ→フォワーダ4人班
3.組合員、国民の信頼を得る組織・経営の確立		
期末森林組合数	17	12
①組織・経営体制の強化		
・代表理事の常勤化(組合数)	10 (1)	13 (1)
・職員理事登用数(人)	0 (0)	2 (0)
・女性理事登用数(人)	1 (0)	4 (0)
・役員定年制実施数(組合数)	1 (0)	3 (0)
・専門家監事登用数(人)	0 (0)	3 (1)
・内部監査実施組合数	0	12
②認定・資格取得		
・中核森林組合認定数	2	4
・体制評価認定数	0	4
・森林組合監査士(人)	22 (15)	22 (20)
③コンプライアンス		
・コンプライアンスマニュアル・態勢運営要領	3	15

注1: 森林施業プランナー研修受講者数は、全森連の研修の他、県単事業等も含める。

2: 森林施業プランナー認定者数の実績欄は、全国提案型施業定着化促進部会による「森林施業プランナー基本技能認定」の取得者数を記載する。目標欄は、別途指示するまで空欄とする。

3: 森林経営計画の樹立面積の現状欄は、平成21年度の森林組合の認定請求により樹立された森林施業計画樹立面積とする。目標欄は、別途指示するまで空欄とする。

4: 生産性、生産コストは、伐倒(間伐の場合、選木を含む)から道路端(トラック道)までの搬出とする。作業道作設は含まない。

5: 体制評価認定数は、全森連が実施する提案型集約化施業実践体制基礎評価の認定組合とする。

6: ()には、連合会の数値を内書。

7: 平成24年10月19日組合調査、相違部分について修正実施済。

V. 運動期間と推進体制

1. 運動期間

平成23年度から27年度（2011～2015）までの5年間とする。

2. 推進体制

- 森林組合、県森連において、実行計画の策定、実行、進捗管理を行う。

- 県段階では、鹿児島県森林組合系統運動推進委員会等において、県運動方針・目標の策定、実行計画の進捗管理、推進支援を行う。

JForest森林組合綱領

－ 私たち森林組合のめざすもの －

私たち森林組合は、地域の森林管理主体として、地域の森林を協同の力で育て守り続け、森林環境保全と林業発展を通じて、地球温暖化防止へ貢献するとともに、水源の保全、国土の安全、健全な森林環境と良質の木材を国民へ提供しながら、健康で安心、豊かな住生活を支えていくことを使命とします。

私たち森林組合の組合員・役職員は、こうした使命を自覚し、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主・自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、平和とより民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、私たち森林組合の組合員・役職員は、次のことを宣誓し、責任を持って行動します。

- 一、森林の恵みに感謝し、地球環境保全のため、豊かな森林を未来に引き継ごう。
- 一、森林を守り育て、林業と山村を活性化しよう。
- 一、JForest森林組合への積極的な参加によって、協同の力を発揮しよう。
- 一、自主・自立、民主的運営を基本に、開かれた組合経営を目指そう。
- 一、協同の理念と誇りある仕事を通じて、共に生きがいを追おう